

1 地方創生・まちづくり – 魅力ある地域の創造 –

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
1	兵庫県、洲本市、鳥取県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、京都市、堺市、新潟市、上越市、岡山県、広島県、山口県、全国知事会、全国市長会、全国町村会、九州地方知事会（警察庁、国土交通省）	地域公共交通に係る制度・運用の見直し (道路運送法等)	<p>地域公共交通に係る制度・運用について、地域公共交通会議の運営方法の明確化や事務の簡素化等を図ること、市町村による自家用有償旅客運送においてバス会社等からの持ち込み車両の活用を可能とすること、コミュニティバス導入に際しての実証運行に係る許可期間を通算3年まで緩和すること等により、地域の実情に合った地域公共交通の実現を促進する。</p> <p>【通知改正等】</p>
2	長崎市、指定都市市長会（警察庁、国土交通省）	駐車場出入口設置に係る規制緩和 (駐車場法)	<p>路外駐車場の出入口の設置規制について、安全対策を講じること等によって、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、路外駐車場の出入口の設置を可能とすることにより、安全・円滑な道路交通の実現及び地域の活性化に資する。</p> <p>【政令改正】</p>
3	鳥取県、山口県、徳島県、大分県、北海道、群馬県、九州地方知事会（内閣官房、文部科学省）	文化財保護、博物館を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律等)	<p>現在、教育委員会が所管することとなっている文化財保護について、専門的・技術的判断の確保等の措置を講じた上で、地方公共団体の選択により首長部局へ移管することを可能とすることにより、観光振興や産業振興等の様々な分野と連動した文化資源の活用等に資する。【P】</p> <p>【法律改正】</p> <p>現在、教育委員会が所管することとなっている公立博物館について、観光振興や産業振興等の様々な分野と連動した文化資源の活用等を図るため、地方公共団体の選択により首長部局へ移管することを可能とすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〈26年フォローアップ案件含む〉</p> <p>【法律改正】</p>

平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
4	忍野村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 (国土交通省)	観光地等における安全な無人航空機利用の確保 (航空法)	無人航空機(ドローン等)の飛行について、地方公共団体が口頭や文書交付等の行政指導の手段により、無人航空機の飛行の中止等を求めること、及び航空法とは異なる目的から無人航空機の飛行を制限する条例を制定している場合、地方公共団体が当該条例に基づき無人航空機の飛行の中止等を求めることは、航空法との関係において妨げられるものではないことを明確化するとともに、無人航空機の飛行情報を関係者間で共有可能とすることにより、観光地等における安全な無人航空機利用の確保に資する。 【通知等】
5	中津川市、兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市 (内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省)	所有者不明土地・空家等の適正管理に係る見直し (所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン等)	所有者を特定することが困難な土地について、その利用の円滑化が図られるよう、公共事業のために収用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公共性をもつ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築することについて、国土審議会土地政策分科会特別部会における審議を踏まえて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【P】 空家等の円滑な適正管理に資するための方策の事例について、全国空き家対策推進協議会等の場を活用しつつ収集し、情報提供することにより、空家等の所有者等による適切な管理を促進する。 【通知等】

平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
6	千葉県 (環境省)	国定公園の公園計画の変更について、施設の業態変更等の取扱いの見直し (自然公園法)	国定公園に関する公園計画の変更について、公園計画に基づく事業に係る既存施設の業態を変更する際に、都道府県による機動的な対応ができない場合があるという問題を踏まえ、施行令1条各号の同一の号に定められている施設間の業態変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種類の公園計画においてどのように扱うかについて検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
7	指定都市市長会 (国土交通省)	公拡法に基づく先買い土地で遊休化した土地の有効活用の促進 (公有地の拡大の推進に関する法律)	先買い制度に基づき取得した土地について、都市再生整備計画による有効活用の方法や活用事例を情報提供すること等により、地域のニーズに応じた遊休土地の有効活用の促進に資する。<28年フォローアップ案件> 【通知等】

平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

2 人づくり・医療・福祉 — 地域の実情に応じたサービスの提供 —

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
1	全国知事会、全国市長会、全国町村会、岐阜県、本巢市、中津川市、長洲町、豊川市、半田市、出雲市、栃木県、松山市、広島市 (厚生労働省)	放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化に関する検討等 (児童福祉法)	放課後児童クラブに従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ、地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。<28年フォローアップ案件含む> 【省令改正等】
2	須坂市、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市 (内閣府、厚生労働省)	保育所等の面積基準の見直し (児童福祉法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)	保育所及び幼保連携型認定こども園に係る居室面積基準について、条例で基準を定めるに当たり、必ず従わなければならない基準が法令で定められているが、保育所については、現行の特例的に一部地域を「標準」とすることができる公示地価要件の在り方等を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、幼保連携型認定こども園については、保育所と同様に一部地域を「標準」とすることにより、地域の実情に応じた基準緩和が可能となり、待機児童の解消に資する。 【法改正等】
3	越谷市 (内閣府、厚生労働省)	家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和 (児童福祉法)	家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育の提供については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保できるようにするための方策を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【省令改正等】

平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
4	特別区長会 (内閣府、厚生労働省)	家庭的保育事業における給食の搬入施設の拡大 (児童福祉法)	家庭的保育事業の食事提供については、現在、原則自園調理とされており、外部搬入を行う場合も連携施設や同一法人の事業所等からの搬入に限定されているが、適切な事業者からの搬入も可能とすることにより、当該事業の参入障壁を緩和し、待機児童の解消に資する。<28年フォローアップ案件> 【省令改正等】
5	高知県 (厚生労働省)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施要件緩和 (子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱)	ファミリー・サポート・センター事業について、子どもの預かりの場所は援助を行う会員の自宅以外の施設等においても可能であることを明確化するとともに、会員数50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【要綱改正】
6	横浜市 (総務省、文部科学省)	学校給食費における私人への徴収委託の実施 (地方自治法、学校給食法)	学校給食費の徴収又は収納の事務について、学校給食費が物品売払代金に該当するため、コンビニ納付(私人への徴収委託)が可能であることを明確化し、徴収方法を多様化することにより住民の利便性向上を図る。 【通知】

平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
7	香川県 (文部科学省)	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進制度の見直し (奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱)	奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進のために設けた地方創生に係る特別枠(地方創生枠)について、予約採用者も推薦対象とすることにより、利用者の負担軽減や手続の円滑化に資する。 【通知】
8	兵庫県、多可町、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (厚生労働省)	無床のへき地診療所における管理者の常勤要件の緩和 (医療法)	地域における医療の確保を図るため、無床のへき地診療所における管理者の常勤要件の在り方について平成29年度中に検討を行う。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
9	指定都市市長会 (厚生労働省)	無料低額宿泊事業に係る届出制の見直し (社会福祉法)	国及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業について、悪質な事業者を規制し、利用者に対する処遇の質の確保を図るため、設備、運営等に係る法令上の最低基準を設け、当該基準を満たさない事業者に対して都道府県等が改善命令等を行うことを可能とするとともに、都道府県等に対して事業開始後に行う届出を事業開始前の届出に改めることについて、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における審議を踏まえて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【P】

平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

3 安全・安心 – 災害時の被災地支援の拡充 –

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
1	九州地方知事会 (内閣府、総務省)	被災都道府県から応援要請のあった都道府県と区域内市区町村が一体となって被災市区町村への支援を行うことの明確化 (災害対策基本法)	被災都道府県知事から応援を求められた都道府県知事が、区域内の市区町村長に対し、被災市区町村長が行う災害応急対策への応援を求められることができることを明確化することにより、迅速かつ効果的で継続的な被災地支援の加速に資する。 【法律改正】
2	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、京都市 (国土交通省)	地方公共団体等が実施する災害ボランティアツアーに係る旅行業法の適用除外 (旅行業法)	災害ボランティアツアーについて、地方公共団体や社会福祉協議会が関与し、一定の要件を満たす場合には、旅行業の登録なく実施を可能とすることにより、被災地の復旧復興への支援を促進する。 【通知】

平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
3	由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村 (内閣府、金融庁、財務省)	罹災証明制度の見直し (災害対策基本法)	<p>罹災証明書の交付を迅速化するため、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入の可能性を含めて検討を行い、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>また、住家の被害の程度が半壊に至らない区分について、地方公共団体が独自に区分を設定できることを明確化するため、平成29年度中に事例を収集し、整理する。その結果に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>【通知等】</p>
4	岩泉町 (内閣府)	被災世帯に対する災害援護資金の貸付利率の設定に市区町村の裁量を認める見直し (災害弔慰金の支給等に関する法律)	<p>市区町村が災害により被害を受けた世帯に対して貸し付ける災害援護資金の貸付利率(法律上年3%と明記)について、事務の効率化により運営事務費を縮減した場合等、市区町村が条例で貸付利率を設定できるよう裁量を付与することにより、貸付利率の引下げが可能となり、災害援護資金の利用促進に資する。</p> <p>【法律改正】</p>

平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

4 地方分権改革の取組強化等 ー 国・地方の役割分担 ー

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
1	栃木県、九州地方知事会 (厚生労働省)	原体を製造・輸入する毒物 劇物製造業・輸入業の登録等事務の国から都道府 県への移譲 (毒物及び劇物取締法)	毒物及び劇物の原体の製造業及び輸入業に係る登録等の事務について、国から都道府県に移譲することにより、業者の利便性の向上に資する。 【法律改正】
2	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合、松山市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)	幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限の 都道府県から中核市への移譲 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限について、都道府県から中核市に移譲することにより、中核市における認定こども園に係る行政の窓口が一本化され、利用者や事業者にとって利便性が向上するとともに、地域の実情に応じて中核市が総合的に施策を推進することに資する。 【法律改正】
3	富山県、愛知県、埼玉県、九州地方知事会 (経済産業省、国土交通省)	都道府県経由事務の廃止 (自転車競技法、不動産の鑑定評価に関する法律)	国に対して行う以下の届出等について、都道府県経由事務を廃止することにより、届出者等の利便性向上や地方公共団体の事務負担軽減に資する。＜28年フォローアップ案件含む＞ ・競輪に係る開催届(経済産業省) ・不動産鑑定士試験の受験申込(国土交通省) 【法律改正】